



ミャンマー—会計税務の基礎知識 (2018年1月)



会計・税制概要

会計基準	IFRSに準拠
法人税	25%
商業税	5% To set off commercial tax, need KTK (31) and KTK (33) documents which been set according to commercial tax law 12 (D) rule no 42. (仮払商業税の相殺が実務的に使いにくい。売上に紐づく売上原価のみが相殺の対象)
個人所得税	0-25% 累進課税
会計年度	4月から3月の決算期 (6月末が申告期限)(個人、法人) →2018年10月から、10月から9月の決算期へ変更



法人の会計税務



日本ミャンマー法人税の違い

	日本	ミャンマー
税法	法人税法 164条 交際費は、いくらまで？等詳細に規定されている	法人税法 51条 Personal Expenseが認められないと書かれている程度で。ルールがほとんどない。
所得 計算方法	会計上の利益 + 税務計算の否認 = 課税所得の計算 税法で規定された調整がある	会計上の利益 ≒ 課税所得の計算 税法で規定された調整がほぼない
税法に規定がない場合	余り発生しない。	IFRSに準拠して検討が必要。 (例) 企業買収等 IFRS Business Combination



法人税 個別論点 (源泉税、キャピタルゲイン課税)

源泉税	居住者への支払	非居住者への支払
物・サービスの取引	2%	2.5%
配当	源泉なし	源泉なし
利息	源泉なし(変更なし)	15%(変更なし)
ロイヤリティ	10%(改正後)	15%(改正後)

➤ 物・サービスの取引に対する源泉税

500,000Kyat(5万円程度)以上が対象。

都度7日以内の納付がルールだが、月次でまとめて納付が実務対応
(期末申告時に、支払側の未納付に受取側に指導されることもある)

➤ キャピタルゲイン課税

固定資産の売却額が年間10,000,000Kyat(100万円程度)を越える場合、売却益に対し10%課税。

According to the union taxation law chapter VI, section 28,



商業税

納税時期	月次で請求月の翌10日までに申告が必要。
課税、 非課税	<p>一部の免税事業を除いて、原則5%が課税される。 海外取引に対しても課税となる点が必要。</p> <p>免税事業は、年度ごとで更新されるため、気を付ける必要がある。 (例)教育、運輸関連業務、税関関連業務等</p>
商業税の相殺 について	<p>支払商業税の受取商業税との相殺は売上に対応する売上原価でなければ、認められない。</p> <p>サービスの取引相手からForm31の入手が必要。取引開始時にはForm2の入手が必要。 また、書類の記載の不備があれば、認められないため作成には注意が必要。</p>



ミャンマー会計の今後の論点

	今後論点となる箇所
原価計算	原価計算をできる人はほとんどいない。
引当金	貸倒引当金、退職給付等 計上している会社はほぼない。 現金主義のため、実際に貸し倒れた場合は、逆仕訳で対応する必要がある。
CF作成	減価償却が投資区分に表示されることもある。 外貨換算へも対応が弱い。
外貨換算	苦手な方が多い、CashBookをそのまま決算書として使う方法があり、USD、Kyatで別々の決算書を作成していた。1通貨表示に慣れていない
時価評価関連 (投資不動産等)	時価評価の情報が不足しており困難である



個人の所得税について



個人の所得税税率

課税所得	税率
2百万—5百万Kyat	5%
5百万—10百万Kyat	10%
10百万—20百万Kyat	15%
20百万—30百万Kyat	20%
30百万Kyat—	25%

納税時期

原則3か月ごとに申告が必要



個人の所得税の控除概要

条件	
両親扶養控除 (1名1百万Kyat)	<ul style="list-style-type: none">同居所得がないこと(税法には記載はないが要請される)
配偶者扶養控除 (1名1百万Kyat)	<ul style="list-style-type: none">同居(税法には記載はないが要請される)所得がないこと
子供扶養控除 (1名0.5百万Kyat)	<ul style="list-style-type: none">同居(税法には記載はないが要請される)所得がないこと子は未婚が条件、所得はないことが控除条件、18歳未満が条件、18歳以上でも就学、実習

現状では、上記の証明書類を税務署から求められるわけではない。

(日本人計算の留意事項)

現状では、パスポートで書類対応。183日超の居住証明が必要

(ただし、ルール上は、その他戸籍等の証明書類を提出するようにと記載があるため、今後は提出が求められる可能性もあります)



個人の税金 (ミャンマーの居住者と申告範囲)

4月ー3月の期間で、収入がある年 (Income Year) で183日以上いると、ミャンマーの税務上、居住者となる。

ミャンマーの居住者は、申告に**全世界所得**の考慮が必要。

Income Tax Law 参照

(k) *Resident foreigner* means:-

(i) in the case of an individual, a foreigner who resides in Myanmar for not less than one hundred and eighty three days during the income year;

(n) *Total income* means the following income received in the income year:-

(i) in the case of a resident citizen or a resident foreigner, all income received within and without the Myanmar;



その他 会計税務論点

印紙税	2015年あたりから厳しい。 賃貸契約であれば0.5%、3年以上の契約であれば2.0%(改正後)。 原則は 契約前 の納付が必要。Penaltyは10倍 契約後の納付の際は、申告時に会社の名義で申告する必要がある。 申告書類の名義は重要。 進出時の会社が、当初個人名義で契約し、申告を個人で行うと、法人申告で再度納付を求められる可能性があります。
不明瞭な支払	申告にあたり、税関の受け取りにあたり、不明瞭なお金を要求されることがある。
外国送金	比較的サービスの請求書への海外送金などでもできる様になってきた。 しかしながら、利益送金については引き続き承認事例がない。
親子ローン	中央銀行の事前承認が必要である。 返済計画、利息等も含めて承認を得る必要がある
最低賃金	2015年9月1日より、1日3,600Kyat(300円程度)となりました。 なお、1日4,800Kyat(400円程度)へ変更予定



その他 会計税務論点

帳簿の作成人材	経理スタッフの募集を掛けると、「2重帳簿だったら作れる。」と言われて面接に来る方は多いが、しっかりした発生主義会計の作り方に詳しい経験者は少ない。
源泉税	税務署が厳しくなりつつあります。しかしながら、赤字企業であっても源泉が還付されない。源泉の手続きが自体が煩雑。
自己申告方式へ	現在、賦課課税方式から自己申告課税方式への動きがある。(フォーム自体や申告時のチェック、指摘が多い傾向がある。)
居住取締役	会社法の改正により、居住取締役を求めるようになる。 1年猶予期間あり
35%外資出資	会社法の改正により、35%までの外資資本であっても、ミャンマー法人として認められる。
税務署の内規	対外的なルールに明記はないが、税務署の内規があったり、明確なルールが少ないため経験則の情報が重要となる。



不正リスク対応

個従業員が現金の盗難。物の盗難などは、ほとんど耳にしないが、不正の機会、誘因環境を作ること自体が組織上、望ましくない。以下の一般的な内部統制の構築で、ほとんどは防げる心証。

- 支払エビデンスの入手の徹底
- ダブルチェック体制
- 現金取引について2人体制での作業

税務署対応

正確な記帳、エビデンスの入手、納付書の名義の整合性が重要。

記帳・資料が、整っていないと説明責任を速やかに果たせないなので、延々と税務署に説明を求められる。資料が整っていなければ早期のクリアランスは困難。

交際費、海外飛行機代を否認するケースがある

交際費、海外出張の目的(業務に関連する)を社内資料として記録を残し、説明資料としておくことが肝要。



ご清聴有難うございました



当社紹介



- 会社名 : Global Think Consulting Co., Ltd.
- (本社) : 5F, Sakura Tower
- Director : 瀬戸山 洋介(日本国公認会計士)
- 陣容 : 日本人2名、ミャンマースタッフ6名
- 設立 : 2015年7月6日
- 事業内容 : 経理代行を中心とした顧客企業の事業の発展に寄与するアウトソーシングサービス
- 資本金 : 5万USD

